

Withコロナの新しい生活様式に合わせた住宅改修に 最大50万円補助

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止や在宅での勤務、在宅時間が長くなることなど with コロナ社会における新しい生活様式等に対応した住環境を整備する市民を支援するため、対象事業費の1/3以内、最大50万円を補助する。
- 施工業者を市内業者に限定することで、地域経済の活性化もねらう。

- 1 補助額等 1戸につき補助対象工事に係る経費の3分の1以内（上限50万円）
- 2 申請期間等 受付開始 令和2年10月1日（木）
実績報告書提出期限 令和3年3月1日（月）
（注意）・県の補助制度との重複は不可
・工事着手前に補助金交付申請が必要
・予算上限（3,000万円）になり次第、受付終了
- 3 補助対象者 次の（1）～（3）の全てを満たす方
（1）市内に住宅を所有し、自らその住宅に居住する方又は2親等以内の同居親族
（2）袋井市に住民登録がある
（3）市税の滞納がない
- 4 補助要件等 （1）補助対象となる工事の例
○新しい生活様式への対応
→ ワークスペースの確保、換気、接触機会の低減
ア 在宅ワークスペース確保のための間取り変更や内装改修
イ 換気設備の設置
ウ 玄関先手洗いの設置
エ 固定式宅配ボックスの設置 など
○在宅時間が長くなることなどへの対応
→ 光熱水費の抑制、住環境の向上
オ 窓の断熱改修（二重ガラスへの交換）
カ 節水型トイレ、節水型水栓への交換
キ 高効率給湯器（エコキュートなど）への交換
ク トイレの洋式化
ケ 段差の解消、手すりの設置
コ 家事負担軽減に資する設備の設置（ビルトイン食洗器、ビルトイン自動調理対応コンロ等） など
（2）工事施工者
市内に本社又は本店を有する事業者、又は市内の個人事業主
- 5 問合せ・申請先 都市計画課建築住宅係 電話番号0538-44-3123

期間限定！

新しい生活様式や、長時間の在宅に対して住環境を整えるための 住宅リフォーム工事費用の一部を補助します！

◇補助申請に必要な書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 本人及び住所の確認ができる書類の写し
例：運転免許証（両面）、個人番号カード（表面のみ）等
- 付近見取図
- 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- 工事内容が確認できる図面、資料等
- 工事着手前の写真（住宅の全景及び工事予定箇所）
- 対象住宅の所有者を証明する書類

- 例：登記事項証明書、固定資産税の課税明細書の写し等
- その他市長が必要と認めるもの

※工事着手前に補助金交付申請を行っていただき、市から交付決定通知書が発行されたのち、工事に着手してください。工事着手後の申請は、受付できません。
※なるべく年内に補助申請を行ってください。

◇完了実績報告に必要な書類

- 完了実績報告書（様式第7号）
- 事業実績書（様式第8号）
- 補助対象工事に要した費用の請求書又は領収書の写し
- 工事の施工中及び完成時の写真
- その他市長が必要と認めるもの

※令和3年3月1日までに実績報告を提出してください。

◇書類の提出方法

- 直接提出：「問い合わせ先窓口」又は「土・日書類提出窓口」へ
- 郵送提出：「問合せ先窓口」へ

【問合せ先窓口】

袋井市役所 都市計画課 建築住宅係

住所：〒437-8666
袋井市新屋一丁目1番地の1（袋井市役所3階）
TEL：44-3123
Mail：toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
受付時間：午前8時30分～午後5時15分

【土・日 書類提出窓口】

すまいの相談センター

住所：袋井市袋井260-1（袋井宿場公園南側）
旧中村洋裁学院1階南側
※入り口は建物西側です。宿場公園からお入り下さい。
TEL：44-3321
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日は、こちらの窓口で申請書の受付が可能です。



申請書ダウンロード
はこちら
(HP QRコード)



※後日、申請内容について確認させていただく場合があります。

自宅を改修して…



在宅ワークスペースを
確保

トイレを改修して…



トイレの節水化

市内在住の方が
所有し、居住している住宅の
リフォーム工事^{※1}を市内事業者^{※2}の
方へ依頼して行う場合

最大 **50** 万円^{※3}

補助金を交付します！
(事業費の1/3以内)

ペアガラスへの交換で…



開口部の断熱改修

キッチンの蛇口を
取替えて…



節水型水栓への交換

補助
期間 令和2年10月1日～令和3年3月1日^{※4}
※予算上限になり次第終了

※1 補助対象となるリフォーム工事については、次ページをご確認ください。

※2 市内に本社又は本店を有する事業者、又は市内の個人事業主。

※3 補助対象工事費に係る経費の3分の1以内とし、上限50万円（1,000円未満切り捨て）
国、県、市その他団体等の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事が対象。

※4 令和2年10月1日受付開始、令和3年3月1日までに完了実績報告書の提出が必要。

◇補助対象者（次の全ての要件に当てはまる方）

- 市内に住宅を所有し、自らその住宅に居住する方（又は2親等以内の同居親族）
- 市の住民基本台帳に登録されている方
- 市税を滞納していない方
- 暴力団、暴力団員等でない方。暴力団と密接な関係を有しない方
- 暴力団、暴力団員等、暴力団と密接な関係を有している方が、役員等となっている法人その他の団体に属するものでない方

◇対象となる住宅

- 自らが居住する戸建て住宅又は併用住宅等（住宅以外の部分を除く）
※賃貸物件は対象外です。

◇補助対象工事

- 「新しい生活様式への対応」及び「在宅のための住環境の向上」に係るリフォーム工事（下記表参照）
- 市内に本社又は本店を有する事業者、又は市内の個人事業主へ依頼して実施する工事であること。
- 国、県、市その他団体等の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事であること。
- 工事完了後、**令和3年3月1日までに完了実績報告書の提出が可能な工事**であること。
- 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

◇補助金の額

- 1戸につき補助対象工事に係る経費の**3分の1以内**とする。ただし**補助上限額は50万円**とし、1,000円未満切り捨てとする。

◇補助対象工事の例 一覧

区分	対象可否	補助の対象/対象外となるリフォーム工事の例
新	○	玄関・窓への網戸の設置
	○	固定式宅配ボックスの設置（設置工事を伴うものに限る）
	○	換気機能付き玄関ドア等への交換
	○	在宅ワークスペース確保のための間取りの変更、内装改修等
	○	在宅ワークスペースのための防音対策
	○	在宅ワークスペースのための造り付け家具の設置・改修（大工工事等で製作されるもの。既製品、組立式は不可）
	○	玄関先への上着等の収納スペースの設置
	○	換気扇・熱交換換気システムの新設（取替の場合は機能向上が条件）
	○	自動水栓の設置
	○	玄関先への手洗い器の設置
	○	玄関インターフォンの新規設置・増設（設置工事を伴うもの）
	○	在宅ワークのためのインターネット等の配線工事（宅内配線に限る。引き込みに係る工事費用は除く。）

区分	対象可否	補助の対象/対象外となるリフォーム工事の例
住(省)	○	窓の断熱改修（二重ガラスへの交換など）
	○	断熱性向上に係る工事（壁・天井・床など）
	○	トイレの設置・交換（節水型とするものに限る）
	○	洗面化粧台の設置・交換（節水水栓とするものに限る）
	○	高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）の設置・交換
	○	節水型水栓への交換
	○	節湯水栓への交換
	○	節水型設備への交換
	○	ユニットバス・浴槽の設置・交換（高断熱浴槽などへの機能向上が条件）
	○	天井へのシーリングファンの設置
住(バ)	○	トイレの洋式化
	○	床の段差解消工事
	○	手摺の設置（玄関、廊下、トイレ、浴室等）
	○	廊下の幅の拡張
	○	ホームエレベーターの設置・交換
住(長)	○	引き戸への取替え
	○	床、壁、天井の改修 ※1
	○	壁紙の貼替え、壁の塗り替え ※1
	○	床ビニルシートの張り替え ※1
	○	畳の取替え・表替え ※1
住(他)	○	襖の張り替え ※1
	○	家事負担軽減に資する設備等の設置（ビルトイン食洗器、ビルトイン自動調理対応コンロ、レンジフード、浴室乾燥機など）
	×	固定式でない宅配ボックスの設置
	×	屋根（葺替え、塗装）、外壁（塗装、改修）など外装に係る工事
	×	屋根、外壁の防水工事
対象外工事	×	網戸の張り替え
	×	障子の張り替え
	×	カーテン・ブラインド・ロールスクリーンの設置・交換
	×	住宅耐震補強工事・ブロック塀等耐震化（撤去・改善）工事（別途補助制度をご利用ください。）
	×	増築工事
	×	エアコン等家電製品の設置・交換
	×	照明器具の設置・交換
	×	太陽光発電設備の設置
	×	家庭用燃料電池（エネファーム等）の設置・交換
	×	プロジェクター、スクリーン、音響スピーカーの設置
	×	TVアンテナ（BSアンテナ等含む）の設置・取替え
	×	住宅用火災警報器の交換
	×	インターネット等の引込工事（宅内の配線は除く）
	×	外構（カーポート・物置・ウッドデッキの設置等を含む）、造園工事 全般
	×	門・門扉・フェンス等の設置・改修
	×	シロアリ駆除・防除
	×	井戸工事
	×	補助申請代行費用
×	仮住まいにかかる費用などリフォーム工事に直接係らない費用	

区分の凡例…「新」：新しい生活様式への対応にかかるリフォーム工事

- 「住(省)」：在宅のための住環境の向上に係るリフォーム工事（省エネルギー化）
- 「住(バ)」：「」 （バリアフリー化）
- 「住(長)」：「」 （長寿命化）
- 「住(他)」：「」 （その他）